

議事日程(第4号)

令和元年6月19日 午前9時02分開議

- 日程第1 議案第40号 吉賀町障がい者総合支援センター条例の制定について  
日程第2 議案第41号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
日程第3 議案第42号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について  
日程第4 議案第43号 吉賀町道路条例の一部を改正する条例について  
日程第5 議案第44号 平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第6 議案第45号 平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第7 議案第46号 平成31年度吉賀町一般会計補正予算(第2号)  
日程第8 陳情第3号 星坂地区集会所に隣接する側溝に関する陳情  
日程第9 陳情第8号 後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める陳情  
日程第10 閉会中の継続審査について  
日程第11 閉会中の継続調査について  
日程第12 議員派遣の件について  
追加日程第1 発委第1号 後期高齢者の医療費窓口負担原則1割の継続を求める意見書(案)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第40号 吉賀町障がい者総合支援センター条例の制定について  
日程第2 議案第41号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
日程第3 議案第42号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について  
日程第4 議案第43号 吉賀町道路条例の一部を改正する条例について  
日程第5 議案第44号 平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第6 議案第45号 平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第7 議案第46号 平成31年度吉賀町一般会計補正予算(第2号)  
日程第8 陳情第3号 星坂地区集会所に隣接する側溝に関する陳情  
日程第9 陳情第8号 後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める陳情  
日程第10 閉会中の継続審査について  
日程第11 閉会中の継続調査について

日程第12 議員派遣の件について

追加日程第1 発委第1号 後期高齢者の医療費窓口負担原則1割の継続を求める意見書(案)

---

出席議員(12名)

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 松蔭 茂君   | 2番 三浦 浩明君  |
| 3番 桜下 善博君  | 4番 桑原 三平君  |
| 5番 中田 元君   | 6番 大多和安一君  |
| 7番 河村 隆行君  | 8番 大庭 澄人君  |
| 9番 河村由美子君  | 10番 庭田 英明君 |
| 11番 藤升 正夫君 | 12番 安永 友行君 |

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

---

説明のため出席した者の職氏名

|          |        |        |        |
|----------|--------|--------|--------|
| 町長       | 岩本 一巳君 | 副町長    | 赤松 寿志君 |
| 教育長      | 光長 勉君  | 教育次長   | 大庭 克彦君 |
| 総務課長     | 野村 幸二君 | 企画課長   | 深川 仁志君 |
| 税務住民課長   | 齋藤 明久君 | 保健福祉課長 | 永田 英樹君 |
| 産業課長     | 山本 秀夫君 | 建設水道課長 | 早川 貢一君 |
| 柿木地域振興室長 | 榎木 昭典君 |        |        |

---

午前9時02分開議

○議長(安永 友行君) それでは、ただ今の出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、本日の会議を直ちに開きます。

議事日程はただいまお手元に配付したとおりです。

なお、中林出納室長は窓口業務のため欠席です。ご報告しておきます。

## 日程第1. 議案第40号

○議長（安永 友行君） 日程第1、議案第40号吉賀町障がい者総合支援センター条例の制定についてを議題とします。

本案については質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第1、議案第40号吉賀町障がい者総合支援センター条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 議案第41号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第41号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 本定例会の最初の日にご説明があった分で、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

今回の引き上げの部分で、県が示します標準保険料率、これが応益割の部分で60%にまで引き上げております。そのいうのを受けて、吉賀町も応益割部分を全体の52%から53%に引き上げるということで、引き上げ部分も所得割の部分は据え置いて均等割と平等割の部分の医療給付分、それから後期高齢者支援分については均等割の部分の引き上げとなっておりますが、仮に、今回、この引き上げをしないとした場合に、不足額の確認ですけれども、幾ら不足をしてくるのかをお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） ただいまの質問にお答えをいたします。

今回の引き上げに伴い、いわゆるどの程度、引き上げを行わなかった場合どの程度の税収の不足が生じるかというご質問であろうかというふうに思っております。

保健福祉課のほうで試算をいたしましたところ、約200万円程度の減収に至るだろうというふうな試算をしておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 200万円ぐらいの減収になるというご答弁でした。これ、6月5日にありました全員協議会説明資料の18ページのところの下の表にただいま紹介をしました改正案の内容等、詳細に説明をされております。

そこで、医療給付分のところの算定額で、現行が7,372万5,000円、これが改正案では7,467万6,000円と、あと後期高齢者分も引き上げられた分ということで上がっておりますが、この分の医療給付分と後期高齢者支援金分の合わせて200万円不足するということですが、仮に、引き上げをせずに、例えば、ほかの方法で会計を賄う、そういうことを選択した場合に、どのような障害が発生をするということになるのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） ほかに賄う方法といたしましては、現在保有しております基金の取り崩しを充当する、あるいは今年度発生いたします前年度決算に基づく繰越金の充当、それ以外のところといたしましては、法定外の一般会計からの繰入金等々が想定されるのではないかとこのように思っております。

まず、基金の取り崩しについては、現在、約5,000万円程度の基金が保有をしておりますけれども、ここの部分につきましては、今後、島根県の全体的な保険料統一に向けて段階的にそれを取り崩しつつ対応していきたいというふうなところがございますので、取り崩し額については極めて計画的に行っていききたいというふうに考えておりますので、これを充当した場合、その辺への影響が出てくるのではないかなというふうに思っております。

それから、前年度会計への繰越金、29年度、30年度部分につきましては、これまで単独保険者で運営しておりました関係で、いわゆる共同事業の拠出金、この部分の精算に基づく部分で返還金が生じておりますので、この部分を充てることも検討しておったところではございますが、この部分につきましては平成30年度をもって終了してくるというふうなところから、今後のそういった財源として見込むことができないというような状況でございますので、この部分について、今後、充てていくことは困難であろうというふうに考えております。

それと、あと残りました一般会計からの法定外の繰入金の部分につきましては、昨年度保険者統一のところから説明をさせていただいておりますけれども、これを行うことによって、今、今年度では2,000万円以上の部分が激変緩和措置ということで国のほうから措置がされておる

わけですけれども、こちらの金額のほうに影響が生じてくるというようなところ、そういったところを総合的に判断をいたしまして、今回の応益部分の引き上げをせざるを得ないというようなところの判断に至ったところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、議案第41号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

そもそもこの国民健康保険税の引き上げをせざるを得なくなってきたもととしましては、今の国民健康保険の会計を県に集めて広域化してやっていくということを国が決めて、それを地方に押しつけるものでしかないということで、そのときに、例えば、全国知事会などは、それまで一般会計から、吉賀町もですけれども、法定外の繰り入れ等行っておりました。それらのもの、約1兆円は国がちゃんと入れて国民健康保険の会計を回せるようにという要望等も出しておりますが、実際には3,400億円ほどしか国は充てずに今のような状態に陥っていると。そのために、吉賀町でも昨年に引き続き、今回、昨年でしたね、たしか、国民健康保険税を引き上げざるを得ない、7割とか5割とかいう減免の制度もございしますが、これは上がった部分を今の減額をするというだけで、所得のほとんどない人にとっても増税になると、そういう中身を含んだものであり、私どもが前の町議会議員の選挙の際に行ったアンケートの結果を見ましても、この国民健康保険税の負担が重いというふうに答えられた方がたくさんおられたということから、私は、先ほどご答弁ではありましたが、いろんなことを検討した結果、こうせざるを得ないということではありますが、地方のこのような税条例等は国がどうこう言うものでもない、それぞれの自治体の判断でやってくださいというふうに言わざるを得ない法律の仕組みの中にあるということを考え、今回、引き上げるのではなくそのまま据え置いて、そして繰越金またはほかの基金等も使い、なおかつ、次の方法も検討してやるべきであるというふうに考え、この国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての反対の討論とします。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第2、議案第41号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第42号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第42号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案については、初日の11番、藤升議員の質疑に対しての答弁残りがありますので、それを最初に行います。内容については、適用年度、平成31、32年度について、令和になりますけど、永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、初日、議案第42号の答弁残りについてお答えをさせていただきます。

当日の詳細説明の中で、改正内容となります第1段階から第3段階までの保険料率及び保険料につきまして、こちらにつきまして、31年度、32年度、それぞれに減額というような形の説明をさせていただきました。大変申しわけございません。こちらの説明の誤りでございまして、適用となる年度につきましては31年度についての改正の内容となっておりますのでございます。おわびして訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（安永 友行君） 以上で答弁残りの説明は終わり、本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 第1段階の方で取りこぼしは生保がほとんどなのでないと言われたけど、全くゼロなんですかいね。取りこぼしになるという状況は。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 現在、私どもの課のほうで把握しておる状況からしますと、第1段階については生活保護受給者の方か、もしくは高齢福祉年金受給者の方ということでございますので、高齢福祉年金受給者の方は今おられないということでございますので、対象者とすれば、先ほども言いました生活保護受給者の方が対象となるというふうを考えております。

その部分につきましては、別途、生活保護費のほうから、保険料部分については扶助費ということで支給がされておりますので、実質、保護者の方の負担はないというふうな理解をしておる

ところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 吉賀町でもこうやって軽減するということになっておりますが、県内の他の町村ではどのような状況なのでしょう。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 申しわけございません。全ての保険者の状況を把握しておるわけではないんですけれども、近隣においては、近隣といいますか、圏域内においては、全てのこのたびの公費投入による負担軽減を実施するという状況でございます。恐らく、県内全ての保険者において実施をされるのではないかなというふうに考えておるところでございます。今のところ、実施をしないという報告を受けてはございません。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。はい。質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第3、議案第42号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第43号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第43号吉賀町道路条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても初日の答弁残りがありますので、答弁をしていただきます。8番、大庭議員の質疑、自転車通行帯についてです。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第43号吉賀町道路条例の一部を改正する条例につきまして、答弁残りがございましたので説明をさせていただきたいと思っております。

自転車通行帯とはということでございます。

この自転車通行帯でございますけれども、車道の部分に自転車を安全かつ円滑に通行させるために設ける帯状の通行帯というものでございまして、幅員は1.5メートル以上ということになっておるようでございます。ただし、現場の条件によりまして1メートルまで縮小することができるというふうに定義づけられておるといふものでございます。

また、道路構造令の一部改正に至った経過でございますけれども、そもそも自転車といいますのは、道路交通法によりましては軽車両の部分に入るものでございまして、基本的には車道を通行するというようになっております。しかしながら、車道部分をいきなり自転車通行するというのは非常に危険でございますので、その空間を確保するというところで、基本的には2メートルを確保しなければならないというふうになっておるようでございます。ただ、車両部分に2メートルの通行帯を設けるということは非常に難しいということで、これまで整備が進んでいなかったということでございます。

他方、道路交通法に基づきまして、ここにありますのは、普通自転車専用通行帯というふうに申しまして、1.5メートルで整備を近年進んでおるようでございます。この通行帯によりまして、事故が軽減をされたりといった、そういった効果が得られるということで、そういったものを含めまして、自転車通行帯として道路構造令によりこの定義をしていくということで、今回の政令の改正に至ったようでございます。こういったものが背景にあるようでございます。以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で答弁残りの回答については終わり、本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） この条例は、こないだの説明では、今後、自転車通行帯を設ける場合について適用ということなんですけど、町内でこういう現状がありますが、今後、自転車通行帯を新たに設けるというのは予定はありますか。それとも、そういうふうに設けなければならないというような場所がありますか。お聞きします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

この自転車通行帯でございますけれども、基本的には都市部の非常に通行の量の多いところというところが限定されるのではないかなと思っております。地方部におきましては、歩道も通行できるように道路法を、失礼いたしました、道路交通法が整備されておりますので、ほとんどの場合、歩道の中に自転車も通行できるというふうになっております。基本的にはこの状態で足りるのではないかなというふうに考えておりますので、改めて吉賀町内においてこの通行帯を整備をしていくという考えは、今のところないというふうにご理解をいただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第4、議案第43号吉賀町道路条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第44号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第44号平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第5、議案第44号平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第6. 議案第45号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第45号平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 歳出で7ページの百歳体操の重りを買うという予算が計上されておるんですけど、これはあれですかいね、百歳体操に参加する方に全員、一人一人、重りを貸与するのか、与えるのか、ちょっとそこら辺も含めてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。

百歳体操、昨年3月末のところ、大体、28地区で取り組みをさせていただいておるところでございます。それ以降のところ、新たに3地区ほど取り組みたいという地域が出てまいったということでございますので、それぞれの地区の世話人さんの、世話をされる方が、リーダーの方がおられますので、そちらのほうに貸与させていただいて、そちらの教室の中で活用していただくという形を想定しておるものでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 参加人数分の数は確保しているという、各地域での、そういう理解でいいんですね。

○議長（安永 友行君） 永田福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） はい。参加される方の人数分については確保しておりますし、今後、ふえることも予想されますので、そういった部分に対応できるよう若干多めという形で、今回100人分を予算計上させていただいているところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 今出ておりました重りの件なんです、これを町内で一番早く始めた地区は、もう既に3年、県内でも吉賀町がとりあえず早かったということで、その町内の中でも一番早く始めた地区はもう3年か、4年になると思うんですが、毎週1回開催しておるようでございますが、この重りがかなり老朽化したということで、古くなっているということで更新ということをお聞きしておるんですけど、それについてはお考えありますか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 重り自体はあれですけども、重りを入れるバンドが恐らくマジックテープが甘くなったりした部分で、当然、相当の重さになりますので、体操中に落ちたりするとけがをされたりという危険性もあると思いますので、そういったものについてはご相談をいただければ、取りかえ等々対応をさせていただきたいというふう考えております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。質疑がないようので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第6、議案第45号平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第46号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第46号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても初日の答弁残りがありましたので、それを先にやります。

最初に、6番、大多和議員の質疑の中で、農業用ハウス等リース支援事業の2点について答弁残りがありますので、山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） それでは、6番議員のご質問の答弁残りにつきまして説明をさせていただきます。

これ議会資料の8ページのところでございます。2点ばかりございました。

まず、この8ページの一番下の表のところ、借受者、この欄ございますが、要は、対象となる方の住所要件、これについてのご質問でございました。

これにつきまして、県のほうに問い合わせをしまして、県の見解が、要は、他県に住所がある方でも吉賀町が就農計画を認定した場合、吉賀町で就農となるため、支援の対象になり得るものと考えますというお答えをいただいております。

ということで、吉賀町といたしましては、町外等に住所がございまして吉賀町の農業振興または農地の維持、これに寄与される事業と認定すれば、県のほうに補助採択に向けた協議を進めていきたいという考えでございます。

それから、残りもう1点です。

同じ表の中の面積のところです。果樹のところには施設と露地と2つ区分が分かれておりますが、施設というのはハウスのことですが、これ露地というのは何かというご質問でした。

これにつきましては、果樹棚のことでした。ブドウなんかを、棚があるでしょう、その棚のことでした。そういうことでこの事業名、一番上に書いてありますが、ハウス等という等がつけてあるんだという県からご説明がありましたんで、そのことをお答えしておきます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 続いて、11番、藤升議員の質疑で、六小貯蔵タンクの容量及び1カ所当たりの貯蔵最大量についての答弁残りについて、大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） それでは、私のほうから、18ページ下の小学校費のところの答弁残りでございます。

六日市小学校に、今現在、埋設されているまずタンクの容量についてですが、1,950リットルでございます。それから、地下タンクにおける容量の制限ということでございます。これを中に保管するものにもよろうと思っております。六日市小学校の例に限ってということでございます。灯油の場合、地下タンク、専用タンクの場合は制限がないということでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、答弁残りについては済みましたので、本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 先ほど、六日市小学校の地下タンクの方でご答弁ありがとうございました。この六日市小学校のタンクというのは、タンクに貯蔵したものを自動で校舎のほうにあります暖房器具に自動で燃料を送るシステムとなっていて、あえて別にほかの学校等でやっているように携行缶等で置いてというような選択をするのは困難なものであるというふうにお聞きをしておりますが、それで間違いないでしょうか。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） この燃料タンクについては、灯油で、暖房機に対する燃料でございます。議員がおっしゃるとおり、そこから各教室、職員室、普通教室、特別教室含めた各部屋に設置されている暖房機に供給する燃料ということでございます。

○議長（安永 友行君） それでは、答弁残り以外の質疑に移っていいと思います。質疑はありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 10ページのほう、一般コミュニティ助成事業補助金ということで、宝くじからの補助金ということなんですが、本当にいいことされると思うんですが、ほかの地区も参考になりますので、上高尻自治会がどういう事業をされるのか、少し詳しくお聞きしま

す。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 上高尻地区の、失礼しました。一般コミュニティ助成事業についてお答えいたします。

今回対象となっておりますのは上高尻地区でございまして、内容的には除雪機の購入を行うこととしております。台数につきましては、現在3台で申請して、3台の申請で認可されたところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 16ページのゆ・ら・らの修理費が入っておるんですけど、それは露天風呂の外の柵を修理するとお聞きしたんですけど、それは間違いないんですかいね。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

改修工事費でございまして、露天風呂の周辺の柵の工事でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 露天風呂の周辺ということは、露天風呂の周りだけの、後ろ、多分、木が生えとったんじゃないかなと思うんですけど、それを修理というか、やりかえるという理解でええんですかね。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

当初は、竹のフェンスと樹木により、何と申しますか、分けられたといったところなんですけど、ちょっと竹の防護柵の老朽化と樹木が成長したことにより、ちょっと危険な状態になっておるため、ここをフェンスを取りかえることと、今回、計上したところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 樹木はある程度木を切ったりとかと思うんですけど、竹のフェンスはやりかえてまた竹にするのか、それとも新たな遮蔽が目的だと思うんですけど、その辺はどうなんですか。新たな材料を使うということですか。440万円の修理費が入っているので結構な値段なので、こういったものをするのかなと。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 基本的には、現在計算しておりますのは目隠しフェンスということで計算しております。ただ、当時は、自然の竹でつくられておったところですが、やはりそれでは朽ちてしまいますので、できれば何というか、人工的なものでやるように今検討しておるとこ

ろでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 関連なんですけど、440万円という、竹のフェンスで目隠し程度で440万円というのは結構な金額だと思うんですけど、そのことは別として、こういう場合、どういう見積もりといたしますかね、形式をとつとるのかということをお聞きしたいと思います。先方さんが、指定管理者が出される金額をそのまま予算に上げるのか、あるいは複数の業者に見積書を出させて競争さすのかということをお聞きしておきたいと思います。全ての管理の施設をどのような形態でやられておるのかということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

今回のこのフェンスの工事につきましては、当方のほうで積算したものを予算計上しております。

フェンスの詳細を申し上げますと、今の高さ1,800の65メートル、大きな施設でございますので、延長がございますので、そのような積算をしておるところでございます。

もちろん、発注に当たりましては、複数の会社から見積もりをとる等で対応をしたいと思しますので、何といたしますか、適正に行う予定でございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 関連です。当方というのは、これ企画課の担当になっていきますので、企画課ということだと思いますけど、それでよろしいのかということと、繰越明許もいいですか。（「予算」と呼ぶ者あり）予算のほう、いいですか。はい。

繰越明許費のえっと……。

○議長（安永 友行君） ちょっと、庭田議員。繰越明許。全然。（発言する者あり）庭田議員、繰越明許については……（「だめですか」と呼ぶ者あり）報告で済んでおりますので、（「はい」と呼ぶ者あり）質問にかまさないでください。（発言する者あり）はい。深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 積算をどこがしたかというところでございますが、企画課の担当職員において積算して、今回計上したところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 濟いませぬ、まだ先ほどの答弁漏れがあるので、ちょっと再度お聞きしたいんですけど。材料を何にするのかという、見積もりして積算したと言われているんですけど、材料がまだ未定みたいなことを言われたんですけど、材料は何にされるんですか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 現在積算しておりますのは、目隠しフェンスを予定しております。

材質はアルミの予定です。

○議長（安永 友行君）（「議長、8番」と呼ぶ者あり）ちょっと待って。深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 補足して説明させていただきます。

現在、彫刻の道に設置しておりますフェンスをイメージしていただいたら、大体わかろうかと思えます。

以上です。済ませませんでした。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） アルミの彫刻の道をイメージしてお聞きするんですけど、高さもそんなに高くないという、どのぐらいの幅と距離だけを教えていただけたらと思います。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 高さと言さすということ、高さが1.8メートル、長さは65メートルを予定しているところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 15ページの一番上にあります農業振興費の有機農業振興費のうちの業務運営関係委託料、これ地域おこし協力隊にかかわる分ですが、これに関連いたしまして、6月5日に行われました全員協議会の説明資料の1ページから4ページにかけての中で質問をさせていただきますが、ちょっとまとめて質問をさせていただきますので、答弁のほうよろしくお願ひをしたいと思います。

まず、全体の農産物の生産、特に有機の農産物についてですけれども、お聞きをいたします。

最初に、前回もお聞きをしたんですけれども、改めて、生産量がやはり少ないことがアンテナショップの売り上げに影響をしていたというご説明もありましたので、生産量をふやす計画について改めて示していただきたいと思ひます。

それと、食と農・かきのきむら企業組合さんのほうですけれども、農業研修の受け入れ先となっております。実際に、研修を受け入れた、研修に行かれた方が担い手として育っているか、この点について、年次ごとに研修に入られた方、年度をまたぐときは初年度でいいんですが、と、そのうち何人が、現在、生産に携わっておられるか。

もう1点、今のアンテナショップのほうでご説明でもありましたが、有機でない農産物をショップに並べるといふことが説明の中ではあったといふように記憶をしておりますが、この点について、組合との合意ができていふのかをお聞きをいたします。

それと、生産者に作付計画等を出していただき、特定の産物に集中することを避けるために、また計画出してもらっても変更など組合から行ふといふようなことができるのか。

次に、出荷者となる生産者の年代別の人数と出荷量、ちょっと米と加工品は除いてでよろしい

んですが、品目ごとの作付面積をわかる範囲でお願いをしたいと思います。といいますのは、高齢に、いわゆる年が大きくなることによって生産そのものがなかなか困難になっているというお話もございましたので、今後の生産量の確保という部分からの質問であります。

それと、このアンテナショップに畜産品でありますとか魚類等は、店に置くようなことになるのか。

それと、町内産以外の商品、これは質疑の中でも、6番議員のほうからもあったかと思えますけれども、町内産以外の商品はおかれるのか。もしも置かれるような場合については、品目、また面積について、特に全体の面積に占める割合も含めてお答えを願いたいと思います。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをさせていただきます。

7点あったと思いますが、まず、この企業組合様とどのように今後進めていくかという詳細につきましては、この議会で議決をいただいた後に協議をするということになっておりますので、明確な答弁のほうはできないかと思いますが、まずその辺はお断りしておきたいと思えます。

まず、1点目の生産量をふやす計画につきましてはですが、実際に、今、現時点でその計画というのはございません。ただ、UIターン者または町内の在住者でその生産基準に沿った新規の生産者、これをふやしていく努力というのはやっていく必要が当然あるかというふうに思っております。

そのためには、町と企業組合とでその生産者の生産説明会、そういうものを、特に六日市地域等で開催をして、住民の方に周知をして生産者をふやしているということが必要になってくるんだというふうに思っております。

それから、2点目の企業組合が農業研修生を、農業研修を受け入れた人ということでございますが、平成29年に3人の研修生を受け入れております。ただ、この3人につきましては、それぞれの御事情ございまして、3人とも現在就農はされておられません。平成30年度に入って1人が、現在もなんですが、企業組合のほうで産業体験のほうを行っております。

それから、3点目の有機でない農産物をショップに並べるということですが、現在、廿日市にありますアンテナショップ、これにつきましては、野菜については化学合成農薬または化学肥料、これ両方とも使わない、不使用、それか、慣行より5割以上削減をされたV1とかV2とかいいますが、そういうものを販売しております。

また、加工品や調味料、これ等につきましては、当然、こだわりを持った販売をしておりますが、有機でない、有機商品でないものもあるという状況でございます。

なお、今後の店舗でどのようなものを販売していくのか、農産物を売っていくか、これについては、今後の話をやって進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、4点目の作付計画でございますが、現在、エポックさんのほうでは作付計画による計画的な生産、これは十分にできてはいないという状況にあると思います。その作付計画の必要性、これは大いに認めるところではございますが、多くの農家の方が露地栽培ということもございまして、対応できる農家から計画的な生産をお願いをしていくという方法しか現在ではないんじゃないかというふうに思っておるところでございます。

それから、5点目のいわゆる生産者の年齢等ですが、この年齢別につきましては、年代別ですか、把握をしておるデータはございません。産直協議会の平均年齢は、およそ70歳代だというふうに理解をしております、20歳代から80歳代までの方が出荷者として頑張っておられるというふうにお聞きをしておるところでございます。

それから、出荷量、いわゆる収量ですが。これについては、ちょっと承知をしておりますが、エポックさんのほうから農家の方へ、いわゆる手数料を除いた生産額ですが、これにつきましては、野菜のみで約2,200万円くらいだというふうに承知をしております。

それから、品目ごとの作付面積ということがございましたが、これについては多品目の作付ということになりまして、ちょっと把握するのがなかなか難しいところがありまして、不明ということでお答えさせていただきたいと思っております。

それから、6点目のいわゆる畜産品、魚ですか、これについては、現在、肉。肉は牛肉、それから鶏肉、猪肉ですか、それと豚、こういうのが置いてあります。それから、冷凍アユ、それから卵、こういうものを販売をしておると。これが現状でございます。

最後に、7点目の町内産以外の商品ということでございますが、野菜につきましては、秋から春へのつなぎ商品といたしまして、鹿児島有機のニンジン、タマネギ、ジャガイモ、これに限って販売をしております。薬物野菜については販売はしていないと思っております。また、そのほかにも調味料とかお茶、それから飲料水、洗剤、こういったものも販売をしております。いわゆる町内産以外の商品の面積ということがございましたが、これにつきましては、はっきりしたものはわかりませんが、私どものほうが行って見る限り、店舗の二、三割程度が、そういう面積的というにとられておるんじゃないかなというふうに見ておるところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ありがとうございます。

続いて、直接の地域おこし協力隊のことでお聞きをいたします。

先ほどご紹介しました全員協議会の説明資料、1ページの中で、将来的に有機農産物を通して地域経済の活性化を図ることを目的に、地域おこし協力隊制度を活用した有機農業推進員の設置を図ります。

この推進員を設置することで、新規就農者等への営農指導、営農指導や庭先集荷、庭先集荷等による出荷支援体制の確立、需要に応じた生産指導等を目指したいと考えていますということではなっていますが、果たして、そういう意欲と能力を持った人材を雇用することができるというふうに町として考えているのかという点と、この地域おこし協力隊が行う業務について、教育、指導を行うのは誰が行うのか。また、この教育指導に当たって町はかかわり、関係を持って行うのかということ、地域おこし協力隊についてはお聞きをしたいと思ひますし、集荷の面で先ほど紹介しましたように、庭先集荷のことが出ておりましたが、例えば、六日市、旧六日市の中からもアンテナショップのほうへの出荷もござひます。そういう点で、旧六日市側に集荷センター、集荷センターを設ける考えというものはあるのか。

そして、次に、やくろ等では行われておりましたが、出荷者にメール等でその日の売り上げであったり、在庫状況、また出荷依頼を行うシステムの構築、このようなものを今後の中で行うことが検討されているのかをお聞きをいたします。

それと、直接、ショップに商品を置かなくても、町内産品のカatalog、このようなもんがありますよというもので、そういうものでも注文できるようなことをする、そういうことについての検討の状況について聞きます。

それと、アンテナショップそのものを、責任を持って運営する立場の人は誰になるのか。

最後に、新聞報道でもありましたが、地域商社、丹後王国が、ここが協定を結んだということも報道されておりますが、これとの関係についてどのようなになるのか。

といいますのは、今、商品が少ないと言うてる中で、地域商社のほうで、また、その商品を確保しなければならない、地域商社の商売が成り立つだけの商品の品目と量、これとの関係も合わせて考えているのか、どのような計算をしているのか。この点についてお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 藤升議員、答弁の量が多いんで休憩して、休憩後に答弁はさせていただきます。

ここで10分間休憩します。

午前10時09分休憩

.....

午前10時20分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの藤升議員の質疑に対する答弁が置いてありますので、その答弁を行います。山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） それじゃ、7点御質問がございましたので、答弁をさせていただきます。

まず、地域おこし協力隊の人材雇用の件でございますが、即戦力になる方をすぐ雇用ということができれば、非常にいいわけでございますが、実情はなかなか難しかろうかというふうに思っております。

意欲のある方を、そういう人材を育成をしていくという方法をとらざるを得ないと思っておりますので、募集に当たっては、企業組合と町、連携をしながら募集活動をやっていききたいというふうに思っております。

それから、次の2点目、教育・指導を誰がするかということでございますが、その協力隊の教育・指導、これにつきましては、業務委託に出しますんで、企業組合のほうが主体で行ってもらいたいということになると思いますが、町も連携した取り組みを行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、集荷のことについてでございます。この出荷につきましては、農家の方がその集荷場に持参をされるというのが基本だというふうに考えておりますが、高齢者の方等がなかなか持って来ることが困難になるという状況も実際に出ておられますんで、庭先集荷、これも必要になってくるというふうに思っております。

その集荷方法をどのようにしたらいいのかという辺につきましては、今後検討をしていきたいというふうに思っております。その六日市云々も出ましたが、それにつきましても、今後の検討の中で詰めていきたいというふうに思っております。

それから、次の4点目ですか、いわゆるメールとシステムのことですが、これやくろさんが実際やっておられますシステム、このようなことだというふうに思いますが、今現状エポックのほうでは、そのようなシステムを導入をしております。オプションとして機能を加えれば、これはできない状況にはないんですが、やっております。

ということで、そのシステムを引き継ぐとなれば、直ちにそのようなメール配信等ができるシステムの導入ということには、ならないというふうに考えておりますが、集荷者にとっては必要なものだというふうに認識をしておりますので、導入につきましては今後の検討課題だということになると思います。

次のカタログ注文ですか、これですが、野菜のカタログの注文販売につきましては、やっぱりその取り扱いの品種とか量、それとか人手間、そういうものを考えると、現時点では難しいのではないかなというふうに考えております。

それから、今度はアンテナショップを責任持って誰が運営するかということでございますが、これにつきましては、最終的には企業組合の理事長ということになろうと思います。

店舗だけを捉えてみますと、どういう職名になるかわかりませんが、店長的な方の店舗運営の手腕というものが、重要になろうかというふうに考えております。

それから、最後、地域商社との関連でございますが、丹後王国様と地域商社の設立支援の委託業務の契約を6月に入ってから締結をしております。同時に、その6月に入りまして、担当職員の方も産業課の方に来られました。着任しております。

ということで、現在は吉賀町内にこういったものがある、いろいろな情報等を見聞きしておるという現在の状況でございます。

この地域商社の運營業務の内容、これにつきましては、今後検討していく中で決めていくことになりますので、現時点で数字的なものはないというのが実情でございます。

それで、また町内業者に商品競合等で不利益を与えることはないかということですが、そういうこと、不利益を与えるようなことを事業としてしようとは考えておりませんし、むしろその良好な関係の構築が、今後の商社の運営にとっては必要なものだろうというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありますか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 15ページの地域おこし協力隊員のことで、ちょっとお聞きしたいんですけど、有機農業に特化して行ってもらおうということなんですけど、有機農業とはそもそも私が思っていることは、一切の農薬を使わず有機物で生産する、そういったものを有機農業と私は間違っているかもしれないけど、認識しております。

そういった中で、廿日市のアンテナショップに有機農産物以外にも並べるちゅうのも、ちょっとおかしな話じゃなと思うのと、あと地域おこし協力隊員がそんだけの知識、例えば有機農業、農薬を一切使わずやると、病害虫がすごく私どもよけいではないけど、なるべく少なくして農薬を使わずにやっていますけど、それでも病害虫の被害は出ます。それは、もう必ず出ます。

そういったもので、かなりの技術がないと難しいと思うんですいね。経営していく上で、ただ遊びで、——遊びちゅうたら大変失礼ですけど、自分とこで食べるだけじゃたらというようなことじゃたらあれかもしれんけど、やはり商売としてやっていくとなると、かなり厳しいものがある。それを指導を育成していく人、どういうふうを選定、募集されるのかわかりませんが、そこら辺がかなり熟慮した人でないと、かなり難しいと思うんですよ。

ただの雇用の場として何するか、そこら辺もちょっとわからないんですよ。

それと、庭先集荷によるということであるんですけど、庭先集荷を行うと、やはりそれだけの人件費もかかり、手間もかかり、かなりのコストが上ってくると思うんですいね。

それプラスまたアンテナショップ、廿日市までの毎日の運送費、今まででも運送費がかなりのウエートを占めておりました。そこら辺でもプラスされるということで、そこら辺も含めてちょっと余りダラダラじゃなくて、簡潔に御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） 簡潔になるかどうかわかりませんが、答弁をさせていただきたいと思えます。

協力隊の件ですが、先ほども申しましたが、全て熟知しておるような人間はなかなか採用にならないだろうというふうを考えておりまして、育成をしていくんだという話もさせていただきましたが、病虫害の話もございました。

そういうことにつきましては、当然農家さんの指導も必要であろうし、普及部またはJA、こういうところにもいろいろ依頼をいたしまして、人材の育成をしていきたいというふうに思っております。

それから、有機農産物、有機という定義を言いますと、本来は有機は有機JASをとった商品でないと商品等には入らないわけなんです、それを全体をまとめて有機農産物ということで話をさせてもらっております。

実際に店舗等に並べるのは、有機農産物が全てが一番いいんでしょうが、なかなかそれだけではやっていけないということもございまして、それ以外の商品も置いておるということでございますが、ただ今の店舗がこれまで続いておりますのは、やはりあそこの店舗が安心・安全なものを売っておるんだということが、これは消費者から支援をされているということには間違いのないというふうに考えておるところでございます。

それから、庭先集荷のことがございましたが、庭先集荷につきましては、先ほども言いましたように全農家をするということではございません。実際高齢者等のとこへどりに行ければ、生産量も確保できるんじゃないかというところがあって、提案をしておるわけでございますが、この庭先集荷につきましても、方法というのは例えば企業組合の職員が直接とりに行かずとも、ほかの自治体の例にいたしますと、例えば郵便局の配達をされる方が一緒に持ってこられるとか、そういう民間との連携をやるというような、いろいろな方法があるかと思っておりますので、その辺を検討させてもらいたいということでございます。

○議長（安永 友行君） ほかに、10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 13ページの下七日市の大規模火災についてお聞きします。

このたび早い決断で5,000万円の予算が計上されていますが、これは確認事項なんです、これだけの大規模火災だからということではなくて、例えばきのうも話しましたように、長い歴史を失い、その財産を失ったという点では、1軒の被災者も同じ条件なわけですので、この条例をいろいろなことを不審火とか、失火とかちゅうことも検討しなければならないと思えますけど、同じ条件で条例化、1軒でも条例化するという間に間違いがないのかどうかをお聞きしておきます。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それではお答えいたします。

6月5日の全員協議会で、要綱の案をお示しをいたしたところでございます。私どもの考え方としたら、この要綱に基づいて対応をさせていただくということです。

この要綱に、今議員さんがおっしゃられたような状況によってのことであったり、あるいは火災の棟数だとか、そうした条件づけはいたしておりません。したがって、1棟、あるいは複数の棟、今後あるかもしれませんけれども、そうした棟数制限といったそうしたことは、設けるという考え方はいたしていないということで御理解いただければと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今総務課長申し上げたとおりでございますが、1点補足をさせていただきますと、きのうの、これまでの一般質問の中でもいろいろ説明をさせていただきましたが、今回のそういう決断に至ったのは、自然災害による被災との兼ね合いも当然あるわけですが、基本的には吉賀町が自前の処理施設を持っていないということです。

大きな市部であるとか、大きな自治体になりますと、直営のいわゆる処理施設を持っておられる。そうすると、今回のような事態のときには、その施設へ持って行けば、例えば吉賀町にあったとすると、吉賀町がその産廃の処分費を免除をするということが出来るんです。

ところが、自前の施設がないので、我々でその効果を出すことができないと。そうすると、おのずと町内で被災をされた方は、町外のいずれかの施設へ持って行く。そうすると、必ずそこで処分費がかかると、こういうことですから、先行してああして大規模火災等で被災をされた方に対するの救済をされた自治体も確かにあります。そこは、全て自前の施設を持っておられて、免除という形で対応ができる。

吉賀町の場合は、残念ながらそうした施設がない。申しあげましたように、いずれかのところに持って行けば必ず経費がかかるので、そこをどうにか支援ができないかということで、自然災害との兼ね合いと、もう一つは根本的には今申しあげましたような、直営の施設がないということが大きな障がいがある。

ですから、同じ県内でも、その施設を自治体が持つ、持たないで大きな差異が出てくるわけです。そこをどうにか埋めてあげることができないかということで、いろいろ思案をして、早い段階で決断をさせていただいたということをおし添えておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 町に直接のものを持っていないということで、やむを得ずということと、不測の事態が起きたということで、対処については大変結構だと思いますが、ただ今一般廃棄物と産業廃棄物に分類をきちっとできないで、民間の業者さんの土地へ置いていますよね。

そこへ民間の業者さん、あるいは民間の方の土地に置くということは、いつまでも放置はできないと思いますし、ただこれだけの5,000万円でもまだ済まないのじゃないかなということが一つと、町にあれだけのものを確保、置く土地というものはなかったんでしょうか。私はちょっとあるような気もいたしますが、その辺の答弁をお願いします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えさせていただきたいと思います。

今の民間の土場に、業者の土場に置いてある部分は一般廃棄物ということでありまして、これについてはちょうど16日ですか、片づけが本格的に始まったとき、その一般廃棄物については、その前に場所を選定させていただいて、その土場をお願いしたということです。

やはり距離ですね、現地からそこへ行くまでの距離というのもかなり問題、大量な廃棄物を速やかに撤去するというような必要もありましたので、そういった距離的な部分で一番適地ということで、そこをお願いしたところです。

その16日の朝、また業者が重機等で解体した部分については、産業廃棄物というような分類になるわけですが、その置き場がないということで、急遽それをまた建設課長、また業者の方と選定させていただいて、ちょっと離れたところですが1カ所適当な場所を見つけ、民間の方の土地ですが見つけさせていただいて、そこをお願いしたというところで、時間、とにかく16日の朝から片づけるという部分で、その時間が必要だったということで、この2カ所の土地については、最適な部分であったんじゃないかというふうに考えているところです。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） それが火災に遭ったわけですから、建っている機材については産業廃棄物、もう焼け落ちているものについては一般廃棄物とかいう見解と、役所のほうも税務課のほうでは保健所に問い合わせをされたんだと思うんですけど、それ済んだことですが、非常に近所の方がボランティアで行くとか、業者さんが入るとかいっても、そういうところで見解の相違が、統一見解がなくて、非常に日数を要したこと、時間を要して右往左往したというような実態があるわけですよ。

そうした中で、今から梅雨入り宣言したんかどうかわかりませんが、ことはまだ梅雨に入っていないんかと思いますが、灰とかそういうもんが置かれておると、2次的な汚染といいますか、その辺が出てくるから、その辺のところを早いこと始末をせんと、また問題が起きてきたりするんじゃないかということと、それに対する費用がこの今回の予算以外が考えられますよね。その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 今回とりあえず一般廃棄物の処理委託費用としては、4,000万

円計上させていただいたところであります。

とにかく早く処分をしたいというふうに担当課としても考えているところでありまして、どうい  
う処分の仕方があるかというのを、いろいろ検討しているところです。また、その一番多い部分  
は灰部分ですね、それがトン袋に入って積んである状態。

あと焼け残った瓦れきといいますか、そういったものとか、可燃物というようなものがいくら  
かあるわけですが、この分についても分析等も必要になってきます。その辺で今分析等も依頼し  
ているところですが、この予算が成立した後のところで、まず灰のほうについては、できるだけ  
早い段階で処分をしたいというように考えているところです。

そのほかのことについて、焼け残った柱等がありますが、これについてはまた業者委託等で再  
度益田のクリーンセンターのほうで焼けるような状態に加工といいますか、大きさ等もかなり制  
限があるんですが、その辺にして再度運んでいきたいというように今考えているところでありま  
す。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 関連ですけど、14ページの002清掃総務費4,000万円の  
予算計上ですが、これの確認でありますけど、この数字の積算根拠、また詳細を聞きます。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えいたします。

この4,000万円の大部分の占める部分が、焼却灰の処分料ということで、今のところ処分  
費、1トン当たり5万円というように聞いているところです。現地で確認したところ、トン袋が  
500袋ぐらいありますので、500トンかなというように今見積もっているところです。その  
部分が2,500万円。

それから、10トン車でその処分場に運ぶということで計画しておりまして、1車当たりが  
6万5,000円ということで、その50台分で325万円ということで、2,825万円が灰の  
処分費ということで、そのほかについてちょっと数量等がなかなか確認できないという部分があ  
りまして、そのほかで1,175万円を見ているところです。

当然、これだけで処分できるかというのは、そういったどういう処分の仕方があるかというの  
今からちょっと検討しなきゃならない部分はあるんですが、そのほかの部分で1,175万円を  
見積もっているところであります。

以上です。

○議長（安永 友行君） 質疑も結構出たと思うんですが、ここで農業振興費以外の質疑があれば  
お受けして、議事進行上のことでお願いするんですが、振興費以外で質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。それでは、けさほど事前におつなぎし、また修正議案については配付してありますので、ここで議案第46号平成31年度一般会計補正予算（第2号）に対して、大多和議員外4人の議員からお手元に配付したように、修正動議が提出されておりますので、これを本案とあわせて議題といたします。

まず最初に、提出者の説明を求めます。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） お手元に配付してあります修正動議について、私外4名で修正動議を出しましたので、私が代表して読み上げて説明いたします。

令和元年6月17日、吉賀町議会議長、安永友行殿。発議者、吉賀町議会議員、大多和安一、吉賀町議会議員、河村隆行、吉賀町議会議員、桜下善博、吉賀町議会議員、大庭澄人、吉賀町議会議員、三浦浩明。

議案第46号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）に対する修正動議、上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により、別紙修正案を添えて提出します。

おめくりください。

議案第46号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）に対する修正案。議案第46号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）の一部を次のように修正する。

第1条中、9,128万4,000円を、8,522万9,000円に72億6,054万円を、72億5,448万5,000円にそれぞれ改める。

第2表を削り、第3条を第2条とする。

第1表、歳入歳出補正予算の一部を別紙のように改める。

第4表、債務負担行為の表を削る。

おめくりください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入10款地方交付税の補正前の額が31億4,950万4,000円、補正額1,974万2,000円。計、31億6,924万6,000円ということで、下に黒字で修正前の数字を記載しております。

1項地方交付税31億4,950万4,000円、補正額1,974万2,000円、計31億6,924万6,000円、歳入合計71億6,925万6,000円、補正額8,522万9,000円、計72億5,448万5,000円。

歳出6款農林水産費、補正前の額5億6,333万2,000円、補正額673万円、計5億7,006万2,000円。

1項農業費4億7,667万8,000円、補正額がマイナスの259万7,000円、計4億7,408万1,000円、林業費は変わりませんということで、歳出合計が71億6,925万6,000円に補正額が8,522万9,000円で、計72億5,448万5,000円。

おめくりください。第4表債務負担行為の表は削除するということです。

それから、歳入歳出補正予算事項別明細書、総括、歳入10款地方交付税、補正前の額が31億4,950万4,000円に、補正額が1,974万2,000円で、計31億6,924万6,000円、歳入合計が71億6,925万6,000円、補正額が8,522万9,000円で、合計72億5,448万5,000円。

歳出、6款農林水産費、補正前の額が5億6,333万2,000円に補正額が673万円で、合計5億7,006万2,000円。修正するところは、一般財源が638万3,000円、歳出合計が補正前の額71億6,925万6,000円に8,522万9,000円の補正額で、合計72億5,448万5,000円で、修正部分は一般財源が6,984万2,000円です。

おめくりください。2、歳入の部ということで、10款地方交付税、1項地方交付税の目1、地方交付税を補正前の額が31億4,950万4,000円で、補正額が1,974万2,000円、合計31億6,924万6,000円。

それで、区分は節1、普通交付税の金額が1,974万2,000円、説明のところで、普通交付税が1,974万2,000円。合計補正前の額31億4,950万4,000円で、1,974万2,000円の補正額で、合計31億6,924万6,000円です。

おめくりください。6款農林水産費、1項農業費ということで、目3の農業振興費の補正前の額が、1億5,228万5,000円、補正額が194万4,000円で、合計1億5,422万9,000円です。

それで、一般財源のところ、補正額の財源内訳の一般財源のところ、159万7,000円、節で需用費はゼロ、委託料もゼロ、使用料及び賃借料もゼロ、負担金補助及び交付金は194万4,000円です。

説明欄でいきますと、002農業振興総務費が194万4,000円です。消耗品費ゼロ、修繕料ゼロ、不動産賃借料ゼロ、新農林水産振興がんばる地域応援総合事業費補助金、これは変わりません。農業用ハウス等リース支援事業費補助金、これも変わりません。アンテナショップ運営事業支援利子補給金はゼロ、003有機農業振興費ゼロ、業務運営関係委託料ゼロということで、合計が補正前の額が4億7,667万8,000円で、補正額はマイナスの259万7,000円、合計4億7,408万1,000円です。

それで、一般財源がマイナスの294万4,000円です。

それで、次に理由について述べます。

まず初めに、議員必携にもありますが、議会の使命とはということです。1つ目は、地方公共団体の具体的政策を最終的に決定することが議会の使命です。

そして、2つ目には、議会が決定した政策を中心に行う執行機関の行財政の運営や、事務処理

ないし事業の実施が全て適法、適正に、しかも公平、効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し、監視することであるということが、議員必携にもちゃんと記載しております。

私たちは、この議会の使命を果たすために、今回の修正動議を提出しました。今回の補正予算には、先ほど説明しましたが、廿日市市のアンテナショップを継続するための予算が計上されているため、アンテナショップの継続に関する予算をカットするものであります。

その理由は、まず「株式会社エポックかきのきむら」がアンテナショップを閉鎖決定したことで、今回再開することに整合性がないということです。議会への説明では、家主との契約上、解約は3カ月前との約款があり、3月末で閉鎖するとしても、ショップの片づけ等があり、エポックが負担し、6月末には契約解除を行うと議会には説明されていました。

が、そのすぐ後、いわゆる舌の根も乾かないうちという表現が適切かどうかわかりませんが、そのような期間で要望等があったからとして、何のビジョンも戦略もなく家賃を負担する、しかも有利子資金を借りた場合の利子補給をすることで、公募もせずに食と農・企業組合へ運営させるとして再開を決めました。

このことは議会軽視であり、「株式会社エポックかきのきむら」は第三セクターであり、町の会社としても間違いないと思いますが、それでも再開するには要望等があれば、すぐ再開するかということでございます。説得力が一つもありません。

次に、看板の書きかえについてであります。看板の書きかえは、「かきのき村」を「吉賀町」にするということですが、看板に書かれているように、アンテナショップは、合併以来14年間は柿木村の有機のみのアンテナショップでありました。そのことの証明であり、合併当初は賃借料を町が支払っていたようですが、家賃を町の財政から支出するという公金の使い方には問題があるということで、アンテナショップの家賃は「株式会社エポックかきのきむら」が支出していました。

家賃を負担するのであれば、「株式会社エポックかきのきむら」でもアンテナショップを継続できると思いますし、公募もしないでアンテナショップの運営を、食と農・企業組合に運営させると。しかも、利子補給も企画されているということですが、食と農・企業組合以外にも、利子補給の必要がない団体等が、経営に参加したいとの意欲を示す団体もあったという話も聞いております。

看板を吉賀町にすれば、旧六日市側の慣行農業である生産物等も販売するということですが、それらに関して全然戦略もないし、する気があるのかも疑わしいと思っております。運営を予定する食と農・企業組合は、有機農業を強力に宣伝している会社です。吉賀町のアンテナショップとして慣行農法の生産物、すなわち有機野菜以外の生産物も販売するのかということについては、非常に疑問を感じております。

現在のアンテナショップは、吉賀町からの出品数が非常に少なく、また品数も貧弱で、唯一豊富にあるのは米だけです。したがって、吉賀町のアンテナショップとしての態をなしていません。それなのに家賃を町が負担するということには、疑問があります。

昨年の12月議会から今日まで、全員協議会を含み議会の中での説明では、来年の3月まで、あるいは7月から1年間の家賃を負担するというような誤解を招くような説明でありましたが、提出された議案では、令和2年度から令和4年度まで債務負担行為がされております。今年度を含めると、実質的には4年間の負担であります。

今回の議案で、7月以降年度末までの9カ月間の経費を計算してみますと、ざっと600万円強となります。この600万円強を一般財源で計画しておりますが、同程度の補助を次の1年間、すなわち12カ月で負担する計画など、単純計算では800万円強となります。これが令和2年度から4年度まで、3年間続くとなりますと、2,400万円となります。それに今年度の600万円を加えますと、約3,000万円を超える経費をアンテナショップに、何の戦略もないままに注ぎ込むこととなります。

合併以来14年経過したのにもかかわらず、有機農産物の生産は、ふえるどころか、逆に維持に苦慮している現状であります。そのため、販売する商品も少なく、赤字は増大し、「株式会社エポックかきのきむら」がアンテナショップを撤退せざるを得ない状況になりました。

また、アンテナショップとしては、位置的には開所当初には適切だったかも知れませんが、時間が経過した今日では、不適切と言わざるを得ない、もう少し人通りの多い場所を選定すべきであります。

現在は、再開に対しての戦略ビジョンが何もありません。したがって、私たちは訴えたいと思います。一度閉鎖すると決定したのだから、仕切り直しとして、吉賀町全体の農業生産者、すなわち農業公社、道の駅のやくろやその農業関係組織、それらの意見を集約し、吉賀町のアンテナショップとしてのきちんとした戦略を立て、ビジョンをつくり結論を出すべきであり、今回町が計画する家賃を負担するような旧町村でのやり方の踏襲は、やめるべきであります。

そして、きちんとした戦略のもとに、アンテナショップを再開すべきであります。そうしないと、いつまでも町長が言う一体感の醸成にはならないと私たちは考えております。

以上が、今回修正動議を提出する理由であります。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提出者の説明が終わりました。

ここで本案とあわせて、修正案に対しての質疑を行います。

なお、質疑に関しては、吉賀町議会の会議規則に、43条に議員は委員長及び少数意見を報告した者に質疑をすることができるとありますが、それ以外に修正案に関しては、事件または修正案の提出者及び説明のために出席した説明員、執行部に対してもできるとありますので、勘案し

て質疑をしてください。質疑はありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 先ほど口頭で述べられた理由書の説明ですが、これを口頭ではなくて、この修正案の資料として文書でいただけるかどうか、議長にお聞きしますが。

○議長（安永 友行君） 規則の中では、理由書を提出しなければならないとはなっておりませんので。

○議員（4番 桑原 三平君） 資料として。

○議長（安永 友行君） 多分提出者におかれては、口頭でやられたんと思いますが、とりあえず休憩して、同じ仲間うちでございまして、提出者にもちょっとお諮りをしますが、ここで5分間休憩します。

午前11時12分休憩

.....

午前11時19分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの、4番議員の資料として提出の希望ですが、規則第17条に、修正案に対しては、案を備えて出せばいいことであって、説明資料を添えるとなっておりますので、提出はできませんが。でき得るんなら、出してもいいと思ったんですが、大多和議員のほうで、「きれいにまとめたもんを持っていないので」ということでございますので、達筆ではあったとは思いますが、そういう意味で出しません。御理解ください。会議録には、ぴしっと載りますので、また見ていただきたいと思います。

それでは、先ほど言いましたように、本案とあわせて、修正案に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今、修正案が説明されましたが、原案のほうに、私、先ほどちょっと時期を逸しまして、質問のことを聞き忘れたんですが。

14ページの、結局、農業振興費のことでございますが。15ページにわたって、業務運営関係委託料が266万7,000円とあります。このことについて、地域協力隊員ということで支援員さんを雇用するというようになっておるとは思いますが、この支援員さんは、今の修正案、動議が出るというのも、この辺のことから出とるんだと思いますが。

この支援員さん、先ほど、庭先のことを行うと。それから、当然、農業のほうの技術的な支援も行うんだろうと思うんですが、実際に、この支援員さんというのは、エポックに対するものなのか、それとも、今後、アンテナショップに対する支援になるのか。何ていうか、庭先の集荷までするということですよ。その辺は、どういうふうな対処の仕方になるんであるのかということとが1つ。

それから、このエポックが、今の修正案が出るいろんなきっかけはあるかと思うんですが、以前から言われておりますように、「エポックかきのきむら」というような形の中で、実際には六日市からも出ておる野菜もあろうかと思えます。以前も私、議会で説明を求めたわけですが、そのときには返答がなかったわけです。実際に100%が、エポックが、旧柿木村のもんでなしに旧六日市からも出ると思うんですが、その辺の、大体2割とか3割、4割というところがあるかと思えますが、その辺のことをちょっとお聞きしたいと思えます。

それと、これはまた変なあれですが。このエポックという名前ですね、「エポックかきのきむら」。皆さん、エポックという言葉をお聞きかどうかわかりませんが。課長、わかりますよね。（発言する者あり）それは、私もエポックというのはどういう意味合いかというのを、ちょっと調べてみたんですが、エポックというのは辞書を引きますと、時代とか新時代という意味になっております。

私が思うのに――後ろのほうに、傍聴席に柿木の方がいっぱいおられますんで、そんなことを言っちゃあ御無礼かもしれませんが。時代とか新時代、これはもう合併前から、エポックという名前がついておるんで、その時代に、新時代というようなエポックという名前をつけておるわけなんで。そろそろ、その、いろんなイデオロギーがあって、こういうふうな修正動議が出る。そうすると、「株式会社エポック」でいいんじゃないかと。例えばですよ、修正動議にいつそ関係ないかもしれんですが。

一応、私はそういうふうなことも考えながら、今からやって――この際ですので、言いたいと思えますが。その辺、町長、いかがでしょうか。町長ちゅうても、あれはわかりませんが、量的なことはわかりませんが、町長にも意見を伺います。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員、修正案提出者じゃなくて、執行部並びに説明員に対するの質疑ですか。

○議員（5番 中田 元君） はい、そうです。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、私のほうからお答えできる箇所はお答えさせていただいて、具体のところは、また担当課長に。

○議員（5番 中田 元君） はい。

○町長（岩本 一巳君） 地域おこし協力隊、これは、これまでずっと説明をしてきたとおりでございます。エポックということではなくて、新たに、今回のアンテナショップを運営するということでございますから、エポックに対してということではないということは、まず御確認いただきたいと思えます。

それから、会社の名前のお話がございました。これは、私が今、言及する立場にはないと思

ます。会社の定款の中で決まっている部分でございますから。そうしたお話があったというのは、私の口からお伝えすることができますが、それは会社全体、株主の総会の中で、最終的には決定することでございますので。お話のほうはお伝えをさせていただきますが、現段階で、私がどうこう言えるものではないと思います。

それから、いわゆる出荷全体に対する生産物の、それに対する、いわゆる——私は余り言いたくないですけど、旧柿木、旧六日市ということで仮に言うと、旧六日市の方も相当数いらっしゃいます。それが人数なのか、金額なのか、量であるか、ちょっと私は承知をしておりますけど、幾らか担当課長のほうで把握した部分があると思いますので、担当課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをさせていただきます。

いわゆる産直協議会、エポックのほうに出荷する組織ですが、そちらのデータで、ちょっと加工品については数字を含んでおりませんが、野菜と米について数字を申し上げますと、出荷額、これについては住所だけで、旧六日市町にある人のでございますが、出荷額でいきますと12%です。

○議員（5番 中田 元君） 六日市で12%。

○産業課長（山本 秀夫君） はい。それと、構成員の数でいきますと、18%ということになっております。

それと、協力隊の件でございますが、町長のほうも申しましたが、直接、今回の企業組合さんを支援するというよりは、有機農業を今後、維持、拡大していくために、協力隊として入れようという町の施策でございますので。その生産量がふえれば、当然、企業組合にもメリットがあるということになるかと思っておりますので、そういうことで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 有機のための支援員ということになると、技術的支援だろうと、私は単刀直入に思うんですが。そういう方が、やはりまた集出荷事業に入るとかというのも、集出荷事業をしながら、「こういう野菜はだめだよ、ちょっと虫食いですね」というようなやり方もあるかもわかりませんが、その辺のことを、しっかり区別しながら——以前、私も農協にいましたけど、農協のときも、そういうふうな支援員という方は、職員がじかに組合員の家に行って、集出荷をして、「これは虫食いだからだめだよ」というようなことをやっぱりやっておりましたので、それはそれでいいのかもしれない。その辺のところを、やはり、しっかりやっただけなら、支援員さんもやっぱり技術というものを売らないと、前へ進まないと思いますので。ただの売り子になったり、集荷業者になったではまずいと思いますので、その辺のことは、しっ

かり指導のほうを町としてやっていただきたいなというふうに思っております。

今、私が申しましたのは、今の原案に対していろんなことがある上で、もう少し奥深く知っておかないと——奥深いか軽いかとかわかりませんが、その辺のこともちょっと、私の知識の中に入れておきたいなと思ひまして質問いたしました。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 5名の方のどなたでもいいですので、発議者に質問いたします。

先ほど、大多和議員がこの修正案を出した理由の中で、「将来的なビジョンがない」ということを、「ビジョン」という言葉を何回か使われていますけど、実際、今度エポックのかわりにこの事業を引き継ぐ企業組合の将来的な計画書を、多分、議員にも配付されとると思いますけど、それを読まれるのは読まれたでしょうけど、その上でのビジョンがないという発言だったのかどうかということをお聞きしておきます。

それと、5人の方が連名で出されていますけど、ただいま大多和議員が反対理由を述べられましたけど、そのことに対して、この5人の方が全員認識を共有して、ここに名前を出されたのかどうかということもお聞きしておきたいと思います。（発言する者あり）議長、もう一つ。

○議長（安永 友行君） はい。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） それと、この修正案を出す前に、今度、この事業を引き受けるという企業組合の皆さんとお話をされたかどうかということも、あわせて聞いておきたいと思ひます。

○議長（安永 友行君） 提出者の、6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） まず、食と農・企業組合の方とは、直接会って話はしてありません。

それから、ビジョンというのは、食と農・企業組合の計画書というか、例の10年か何かの、この間、議会に出された分ですよ。（発言する者あり）それは見ております。

それから、あとは、思いを一つにしたというかについては、私は、思いは一つにしていると思ひますが、一応、私が代表して言うただけですので、ちょっと——と考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 修正案の提出者にお聞きをいたします。

これは、一旦、今のアンテナショップの関係の賃借料並びに地域おこし協力隊の分をやめて、そしてもう一度、ほかの、やくろ等の生産者団体等も含めて、再度、検討をして、もう一遍出せという趣旨でいいのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 出せというのは、この予算案について出せという意味で理解してよろしいですか。

○議員（11番 藤升 正夫君） はい。

○議員（6番 大多和安一君） 私どもは、今回はアンテナショップを継続するということについて、先ほども説明いたしました。何の戦略もビジョンもない、しかも、吉賀町としてのアンテナショップかどうかというのは疑わしいということをお先ほど申し上げましたが、それをもとに、最後に、一応そういう農業公社とか、やくろとか農業組織の方々と、吉賀町としてのアンテナショップをするんなら、どういうぐらいに、どこでやるかという位置もひっくるめて戦略を立て、ビジョンをつくって出していただきたい。アンテナショップを出すということでありまして。

ですから、もう一度やれとかどうのというもんでなしに、アンテナショップについては、もう一度そういう形で、全町的に農業生産者やら何から皆さんひっくるめて、アンテナショップを出すこと、それから場所、それからどういうぐらいの運営していくかもひっくるめて考えて、アンテナショップと。しかも、吉賀町のアンテナショップと言えらるものをつくってほしいということで、今回の修正動議をせざるを得なかったということです。よろしいですか。

○議長（安永 友行君） ほかに。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 修正動議を出す出さんは議員の勝手ですので、それはそれでどうこう言うつもりはございませんが、発議者に、どなたでもいいですからお聞きしたいんですが。

先ほど、「アンテナショップを一時閉鎖して」という発言がありましたが、ただ無責任に、やくろなり生産者と話し合っただけということでは、このことは済まないと思います。この発議者に、その後の手当というのも、議員としてきちっとして考えておかなければならないことだと思います。

と申しますのは、「いつまで休んで、いつまで協議して、どうするか」という提案もないままにここを閉めたら、それじゃあ、先ほど課長のほうからありましたアンテナショップに出荷している人の生活は、誰が保障するわけですか。広島方面に5,000万円なり、それがしかの売り上げがあるわけですけど、前から申しますように、これに取り組んでいる方は、ほとんどが高齢者なわけですね。高齢者と、そして六日市方面からは、今から就農して農業をやろうという方が、先ほどありましたように、何人かの若い方がアンテナを利用していただいているわけでありまして。それが、二千数百万円の金額になっておるわけですけど。皆さんは、高額な収入を得ていますので、二千何百万円という、そう大したことはない金額かも知れませんが、国民年金で、特に独居になられた方は、月に4万円か5万円で生活しとるわけです。

ちょっと長くなりますけど、私、選挙のとき、立河内で、ある御高齢の方と話しました。「国

民年金で生活しているので、100円でも200円でも、やくろに出すんだ」と言って、農作業にいそしんでいましたけど。ただいま議員の権利を結構主張されましたけど、そういう人のことも考えて、議員としての活動をすべきだと私は思いますけど——それは私見ですので、よろしいですけど。その閉めた後の計画をもって、その生産者なり、期間なり、ただ、「やくろと話し合え、生産者と話し合え」と無責任なことを、ここで通るわけがないわけでありまして、そういう計画がきちっとできとるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それが、これが1年、2年休むとして、その中で、そんなじゃあ今の生産者を誰が救済するのかということも、当然、議論をされて、このことを出されたんと思いますけど、そこの辺のところを少し、この5人の方、どなたでもよろしいですので発言してください。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今、10番議員が言われたことなんですけど、これは、賛成者に責任をとれっっちゃうような責任転嫁みたいなしか私は受け取れんし。また、こうなることは、今までエポックかきのきむらが閉鎖すると宣言した経過にも見られるように、柿木の生産者の方にとっては、ある程度わかっていたことと思いますいね。そこを、「今からどう保障するんか」と、そういったことを言われても、それは、自分たちにある程度の責任はあると私は思います。私個人はですね。

それと、10番議員の言われた、貧しい生活をされているという、そういうことに関しては、私も重々承知しておりますし。私も決して2,000万円の収入があるわけではなし、高額な所得はありません。それは、はっきり言うときます。

それと、そういったことを救済するのは行政の役目であり、行政が、先日の一般質問でも言いましたけど、やはり、「考えない」「やる気がない」、そういう宣言されたと一緒になんですいね。しかし、行政が今まで、産業課が……。

○議員（10番 庭田 英明君） バトルしとるわけじゃないけえ、答弁してください。答弁を。

○議員（8番 大庭 澄人君） いや、そうじゃなしに。そういうことを、内容を説明しとるんですけどね。

○議員（10番 庭田 英明君） いや、答弁してくださいよ。（発言する者あり）責任転嫁とか何とか……。

○議長（安永 友行君） 10番議員、ちょっと。10番議員も結構長かったんで、お許しをして聞いてあげてください。

○議員（10番 庭田 英明君） はい。

○議長（安永 友行君） 8番、どうぞ。

○議員（8番 大庭 澄人君） 何を、周りからどンドン説明……。

○議員（10番 庭田 英明君） はい、言うてください、言うてください。

○議員（8番 大庭 澄人君） 途中からあねえなと言われると、わからんようになってくるいね。あんまり、やじ入れんといていね。

先ほどの産業課の答弁でも、「企業組合とどのように取り組むかちゅうのは未定」と。あるいは「生産量をふやす計画はない」「企業組合、研修者3人受け入れても、3人が就農したあれはない」と。そういった事実も、やはりかなり厳しいということをお話しているわけですから。そういったことを含めて、やはり吉賀町あるいはやくろと、あるいは私がミニトマト生産者組合等に加盟していますけど、そういったことらの人も交えて、吉賀町としてのアンテナショップを——別に廿日市にこだわらんでもいいと思いますけど、どこかに設けることに関しては、やはり、それはいいことだなと思います。

ただ、公金を支出しなければ運営できないようなアンテナショップというのは、いかがかなと思うし、そういったことで……。

○議員（10番 庭田 英明君） 答えになっとらん。

○議員（8番 大庭 澄人君） なっとらんですかいね。——そういうことです。

○議員（10番 庭田 英明君） 話にならん。

○議長（安永 友行君） お互いで非難し合っても仕方ありませんので、まともな質疑をしてください。お互い。質疑はありませんか。傍聴人は静かに。傍聴人は静かに。ありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 修正案の提出者にお聞きをいたします。

不動産の賃借料308万1,000円についても、このたび認めないということでもあります。となりますと、7月以降になります、アンテナショップそのものの家賃がないということになりますので、アンテナショップそのものが開けないようになるというふうなことを認識しての提出であるか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） そのとおりです。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。（発言する者あり）

質疑があると思いますので、ここで昼休み休憩にして、その後再開し、採決に移ります。休憩します。

午前11時47分休憩

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き午後の会議を開きます。

修正案が提出されて、本案とあわせて修正案に対するの質疑中でございます。質疑を続行します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 執行部側にお聞きをいたします。

先ほど来から出ておりますアンテナショップ関連の不動産賃借料並びに有機農業振興費のところでお聞きをしますが、今、委託先として出されております食と農・かきのきむら企業組合さんのアンテナショップをどういうふうにしようという構想、考え、こういうものについて、基本的な考えについての合意されている点について簡略に答弁願います。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えさせていただきます。

企業組合の役員の方々とこの話を進める中でいろいろなお話をさせていただきました。それぞれの方でお考えは多少なりは違うんでしょうが、今の店舗を3年かけて自立できるような形に、いわゆる売上等も上げていくんだということを意思統一されておりますので、ただ、具体的にそれじゃ店舗がどう変わるとか、そういうことについてそれじゃ合意をしておるかというものはございません。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 続けて執行部にお伺いしますが、以前も全員協議会の際には、今のネットを使った販売、店舗を持たずに。

けさのNHKニュースでも、津和野町が地域商社を立ち上げて年間の契約とか、あるいは津和野町の特産品をネットで販売するというのを、けさのNHKニュースで言われておりましたが、前は、私は、店舗を持たずにネット販売、1,800人の廿日市の皆さんから署名、嘆願が出るぐらいですから、その方と契約をすれば、店舗を持たずに販売ができるということを提案させていただきましたが、ネット販売についての選択肢はなかったんでしょか。全く検討はされなかったんでしょか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） エポックでですか。

エポックでネット販売、話は出たことが、毎月定例会をやっておりますので、ありますが、ネット販売で販売をしたという実績はないというふうに理解しておりますが。

○議員（3番 桜下 善博君） 実績でなくて、選択肢、計画、話し合いという（「検討」と呼ぶ者あり）検討。

○産業課長（山本 秀夫君） ネット販売を中心にやっていこうという話になったことはないです。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 執行部の方にお聞きしますが、このアンテナショップそのものに

ついでに維持していく経費ということになるわけですが、この必要性、ちょっと一般質問的なことになるかもしれませんが、必要性、アンテナショップが必要だということで予算を立ち上げたわけだと私は理解しておりますが、それでよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

議員さんが言われるとおり、いわゆる農家の方が少量にしても作物をつくっていただきまして、農地の保全も保たれておるといふ面と、いわゆる、わずかながらでも所得が上がってくるということ踏まえまして、地域の経済のためにもアンテナショップは継続をしたほうがいいということで今回の提案をさせていただいておるといふことでございます。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより、議案第46号平成31年度一般会計補正予算（第2号）についての討論を行います。  
初めに、原案、修正案ともに反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 続いて、原案に対しての賛成の討論はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 続いて、修正案に対しての賛成の討論はありませんか。2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） それでは、修正案に対して賛成の討論をいたします。

まず最初に、こうして大多和議員から説明もありましたように、いろいろ説明がありましたけど、我々はこの修正動議を提出したということに関してまず最初に言っておきたいことは、食と農・かきのきむら企業組合、こちらの企業がやることに対して反対ということでは全くありません。まず、それを念頭に言っておきます。

我々、いろいろ主張もありますけど、大多和議員の補足となりますけど、まず、私が感じていることは、今までの経緯、まず、エポックがこのアンテナショップをやめるということから始まりました。そして、全協等々の3回の執行部からの説明もあつたわけでありまして、そのまだ決定していない時点で、新聞報道により食と農がアンテナショップを継続すると、に決定と、そういった報道もされました。

当然、私も町民の方から、もう決まったんだねみたいな話もあつたり、批判的な意見もありました。

そこで、いやそうじゃないよと、こうこうこうだよと説明もしたわけですけど、そういった経緯を初め、そういったことに関して、私としたら修正動議を出すということになったわけです。

その経緯の中に、結局、我々がこのアンテナショップに対してまず思っていることは、やはり、吉賀町、柿木村、この看板があるわけです。最も県外に対してPRをする、そういった位置づけの重要な場所であると思います。

その中でエポックさんがやられていたわけですが、エポックかきのきむらは指定管理でずっと運営していたわけですが、それが突然、水面下でそういう話をさせられたのか、なされたのか、よくそこら辺もわかっておりませんが、急に食と農・かきのきむら企業組合という名前が浮上してきました。

そして、その後、これは議会として、町議会として、また、執行部として、まず基本路線を考えますと、まずは食と農、また、その担当課、町長も含めいろんな議論、精査、町長がよく言いますが、精査と言いますが、そういったことを踏まえて、そして、議会でしっかりと説明をします。

一般の臨時会でしたか、そのときも私も言わせてもらいましたが、説明責任がなっていないと、多分、皆さん議員の中にも全部が全部把握されている方はいないと思います。そういった水面下の流れといいますか、勝手にそういった執行部の動きといいますか、そういうことに私はかなり憤りを感じております。

そこで言えることは、これまで言ったことは、町民に対しても、この議員に対しても、やはり軽視されているのではないかと。きのうの一般質問にもありましたけど、やっぱり議会軽視、そういったことが今、この議会の中で起きているのではないかと思います。やはり、議会というものはどこも全国的に決まっていますが、やはり、しっかりと議論して、そして決めていかないといけないということだと思います。

今、我々の思いとしたら、アンテナショップというのは吉賀町の看板でありますので、これを閉鎖することは吉賀町の当然イメージダウンにもなります。また、あと2カ所の店頭販売、そういった部署に対してもイメージがかなり悪くなるんだと思いますけど、これを閉めてはいけないうと、まずこの基本路線です。

そして、継続していかなければなりませんけど、継続して行って、閉店しますと、そういった結果が今回出ていますが、そういったことになればもう二度と開店することはできないと思います。それが一番怖いということです。

先ほどから言いました、水面下でと言いましたが、我々にまだその執行部としての説明がなされていないままなぜ早目に決定するのか。エポックさんが閉店するということがありますので、その経緯から言いますと、早目早目の手続等々のことをしなければなりませんけど。

しかしながら、これは通常の指定管理、指定管理であれば今回の案に関してはまだスムーズにといいますか、滑らかな形で通ると思いますけど、やっぱりその位置づけもなく、その理由的な

ことも、位置づけの説明もしっかりとしたこともなく、また、きょうも産業課長が言われましたけど、これからのいろいろな運営内容についても今からだと、そういった内容のことも含めまして、絶対今回の案に関しては失敗はできません。

だからこういう場があると思いますが、議会として、やっぱり執行部は執行部として、こうやって議会をやっているわけですから、これをやっぱりしっかり精査して、審議をして、そして、この場にこの議案をのせるならまだわかると、それもしないでやっている。我々はこういうふうを受けとめております。とにかく、今度失敗したら大変なことになります。

それともう一つ、このままこのことが進めば、アンテナショップが継続できるということは、それは大変いいことであります。ただ、吉賀町の問題です、これは。今、柿木村でやっていますけど、いまだに、正直言いまして旧六日市・柿木村、いろいろ意見の違うところもあると思います。しかしながらここは吉賀町議会でありますし、吉賀町の問題です。

やはり、こういった偏った形で議会を進めていけば、やっぱり議会不信、執行部に対してもそうですけど、やはり、さっき言った軽視していると、我々の意見は受け入れないと、議会は執行部がそのままやりたいことを進めているということが頭の中によぎります。

それとともに、これは全く事案は違いますが、何年か前に七小の新築の問題がありました。いろいろな議論があったわけですが、それも、その時点で私、議員ではありませんでしたけど、やはり、そのときの感覚で言いますと、執行部自体が上のほうで話をして、議会を通して、そしてああいういろんな批判を浴びたと、今回のアンテナショップの問題もそういうことも懸念されると思います。

我々議会が決めたから、そのまますましくいとはまず言えないんじゃないかと、やはり、それにはまた町民からのやっぱり意見、批判もあるかもしれませんし、そういったこともやはり考慮をしていかなければならないと、とにかく失敗できません。だから、大多和議員も言われましたように、しっかりとやはりそこは審議して、食と農さんがしっかりとやるというなら、それはそれでいいと思います。

だけど、議会としても議会の議会軽視じゃなしに、町民もやっぱり納得するような、そういったやっぱりこういった場を、議会の場を、そこで結論を出すと、そういう場が必要じゃないかと、余りにも物事を簡単に考えているんじゃないかと、簡単に言えばそういうことになりますけど、そういった意味で今回の修正動議を出しております。

ということで、賛成討論ということでしたいと思います。

○議長（安永 友行君） それでは、初めに戻ります。原案、修正案ともに反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですね。

原案に対して賛成の討論はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 私は、本定例会に提出されました一般会計の補正予算に賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず第一は、先ほども質問をしましたが、七日市の大規模火災に対しての迅速な予算措置がなされたということでもあります。しかも、それに加えて、ここでは予算はされていませんけど、個人的な火災に対しても同様の措置を行うという御答弁をいただきましたので、高く評価をして、そのことに対しても賛成をしておきたいと思えます。

それと、先ほどから修正案が出ておりますけど、アンテナショップの問題であります。問題というより件でありますけど、いろいろな、ただいまも賛成討論の中で行政に対する不信感なりいろいろなことが出ましたけど、私たちがまず考えなければいけないのは、ここに携わっている生産者の方、または消費者の方がどのような思いで今日までこのアンテナショップを支えてきたかということでもあります。

今、吉賀町の農業者の9割は高齢者が占めております。やくろもそうですし、アンテナショップ、エポックもそうですけど、この方々の本当、日々少しずつ耕すそのことが、吉賀町の耕作放棄地なり土地を守っている、地域を守っている、そういうことにつながっているわけであります。

エポックには、会員として約180名の方がおられます。そのうちの40名の方は、先ほどから申しますように旧六日市町の方であります。就農されて若い農業者も今から子どもさんを育て、一生懸命農業で生計を立てようという、そういう方もおられます。また、やくろもそのぐらいの会員と思えますけど、旧柿木村から生産者として、40名の生産者がやくろの生産者の名簿に連ねております。

柿木、六日市、先ほどから地域間のことも出ましたけど、こうやって民間の方はそういう垣根は取っ払って、お互いの施設を利用しながら、お互いの土地を守り、地域を守り、そして、生計を支えているわけであります。

このたびの予算、いろいろな経過はありまじょうが、私たち議員がまず考えなければいけないことは、生産者の生活でありますし、それを必要としている消費者の生活であります。広島からは1,800人の方の署名が出ましたし、先般は岩国の消費者の方から、アンテナショップに向けての存続の要望書も出ております。

私たちは、ややもすると農産物だけに目が向きがちでありますけど、これはいやしくもアンテナショップであります。農産物を売るだけの施設ではございません。これから本当にここを基地として吉賀町を売り込んでいく、交流人口をふやしていく、そのことがまさに吉賀町の観光なり人口の増加につながる、そういうことを私は確信をしております。

今、本当に零細の商工業の方が悲鳴を上げておられます。高齢化が進み、少子化が進み、本当にこれからの経営をどうするか、そのことも私たちは考えなければならないわけであります。第一次産業でしっかり足腰を強くして消費をふやしていく、そのことも議員としてしっかり認識をしながら考える必要があると思っております。

行政の対応がどうだからというのではなくて、私たちがまず考えなければいけないのは、今の生産者、消費者の生活であり、将来に向けて一生懸命農業に取り組もうとしている若い人たちの未来であります。

そういうことで、私は、本定例会に提出されました一般会計におきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 続いて、修正案に対しての賛成の討論はありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 桜下でございます。私は、修正案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど来、議員の責任ということにつきまして議論をされておりますが、私は、議員の責任は、町民のことを第一に思い、そして、吉賀町の発展のために行動をすることが議員の責任だと思っております。そのことを思った上で討論をさせていただきます。

私は、アンテナショップ、あるいは企業組合さんのことを否定することではありません。私は、むしろ先日、町長がアンテナショップ存続のための一番の理由は、民意の反映ということをおっしゃられました。本当に町民はアンテナショップを公費を使って存続すること、一旦閉めていたものをまた公費を使って存続することが民意の反映でしょうか。

確かにアンテナショップを閉めたときに、その後、生産者の皆さんからの嘆願書、あるいは廿日市の1,800人の皆様、そして、岩国市からも10数人の皆さんの嘆願書が出ました。町長は、それを受けて民意の反映だというふうにおっしゃられました。

しかし、それは本当に、先日の一般質問でも言いましたが、吉賀町民6,000人の民意の反映はどうなんでしょうか。本当に公費を使って、一旦閉めていたものを町外の皆様の声、あるいは生産者の声も入っておりますが、そのことを民意の反映として再び存続をすることが本当の民意でしょうか。

その意味で、私は、まだまだこのアンテナショップを存続するには、まだ、町長に、しっかり町民の声を聞く、吉賀町民6,000人の声をしっかり聞いて、本当に本当に存続がいいかということをしっかり考えていただいて、それこそ、それが民意の反映と思っております。

以上の理由で、存続するにはまだ時期尚早だという意味で、私は、修正案に賛成をいたします。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、初めに再び戻ります。原案、修正案ともに反対の討論はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 続いて、原案に対して賛成の討論はありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 私は、原案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

この予算案は、農業振興総務費でございます。この中にはハウスリースの件も入っておりますが、主にアンテナショップの経費が入っていると思っております。このアンテナショップの必要性は、先ほども質疑のときにお伺いしましたが、この予算案を出した原因は、町が、執行部が、アンテナショップが必要だという認識のもとで出したものと解しております。

したがって、この予算に上がっているものを削った修正案は、この吉賀町の農業政策を否定するもの以外にないと思います。

この農業政策、有機農業のみならず、アンテナショップに関する今からの事業は、吉賀町にとってなくてはならないものと考えております。よって、原案賛成いたします。

○議長（安永 友行君） 続いて、修正案に対しての賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） もとにもう一遍戻ります。原案、修正案ともに反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 原案に対して賛成の討論はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、原案に対しての賛成の討論を行います。

まず第一に、賛成の理由として、七日市大規模火災で被災された関係者の皆様に励ますものであり、積極的な取り組みを歓迎するものであります。

2つ目に、先ほど来問題になっておりますアンテナショップの関連経費も出ておりますが、その中で、地域おこし協力隊の関係費用が出ております。この費用は特別交付税措置されるものであるというふうに説明も受けております。

そこで、私は、旧六日市側の何人かの生産者からお話を伺ったときに、柿木のほうにそれだけするのであれば、旧六日市側ではどうかという御意見も伺っております。

その中で、この地域おこし協力隊、旧六日市側の慣行農法を含めた営農指導、私の一般質問ではそのような体制がないという答弁もございましたが、そういうことをできる人材をつくる、そのもとになっていくということを期待をし、現在議論されております一般会計の補正に対して賛成の討論といたします。

○議長（安永 友行君） それでは、続いて修正案に対して賛成の討論はありませんか。8番、大

庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 私は、修正案に対して反対の立場で討論をするわけですけど（「賛成の討論」と呼ぶ者あり）済みません。言い間違えました。賛成の立場で。先ほど来から原案に賛成討論の中で、七日市の大規模火災については当然私ども、あるいは修正案を出された方も当然、それは当たり前で、むしろ不足ではないかと、そういう思いは皆持っております。それは同じだと思います。

それに対してとやかく言うものではなくて、やはり、部分的にこの修正案を出さざるを得ないような状況というのは、エポックかきのきむらさんが一旦、経営安定上切り離さなければ運営できないということから発端され、そして、また、一旦されたものを企業組合さんがまた引き受けて再開するという、そういう企業組合が再開するに当たっては、先ほどの討論の中でも出ましたけど、経営計画書を見たかということですけど、計画書を見ると数字の羅列だけであります。

数字の羅列というのは、幾らでも、失礼な言い方ですけど、作文はできます。何ぼでも書けます。ただ、その数字を出すからには、その根拠を、それを示すべきだと思います。そういった根拠は、やはり示されておられません。

そして、また、役場が、当局が必要だから出されたと言われましたけど、必要だとするには、やはり、それだけの理由説明が全くありません。

そういったこともないのに、こういう原案を出された、そういうことに関しては、やはり、いがかかなと思ひ、修正案を出さざるを得んということで、修正案に賛成、私も有機農業を否定するものではありません。有機農業はやはりいいことであり、すばらしいことであり、どんどん発展すればいいと思います。

でも、やはり、有機農業の厳しさということもあると思います。そうしたからには、やはり、それなりの覚悟、あるいは町民、当局もですが、全員がよくよく勉強し、考え、ともにやっっていくという立場で再度検討をすべきだと思う。そういう意味で修正案に賛成いたします。

以上で、ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） それでは、また戻りまして、原案、修正案ともに反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 続いて、原案に対して賛成の討論はありませんか。9番、河村由美子議員。原稿を整理して読んでください。

○議員（9番 河村由美子君） 原稿を持っておりませんので。私は、この補正、46号、一般会計の追加の予算9,128万4,000円のうち、七日市の火災につきましては5,000万円入っておりますけども、そのことに対しては大賛成でございまして、一刻も早く復興をしてほしい

なというふうに思っております。

先ほど来、修正に対しましていろんな意見が出ておりましたが、どうも聞いておりますと執行部批判というか、議会軽視というふうなことが非常に多く聞かれておまして、執行部に対する意見が多かったかなということと、もう一つは、やはり、修正を出される場合は、ある程度そういうことは前提ではありますけども、やはり、住民を説得できる、あるいは、そうした代替案を持って、これに対してはこうだよと、こういうふうにするのがもっと町政発展のためとか、町民福祉向上、所得向上になるというふうな代替案を持ってやっていくべき、ほしいなというふうに思います。

私は、このエポックがどうのこうの言っても、それは時代の流れといいますか、要請といいますか、万やむを得ない事態も起きたであろうという中で、跡を継いでやっていただけるとのことにつきましては非常に努力されているというふうに思いますし。

それと、やはり有機というのは、今、日本中でどこでも有機、有機というのは言われていると思うんですけども、その有機を、有機農業の作物をメインにしまして、もっともっと加工するとか、いろいろ創意工夫をして付加価値をつけて、生産者が日持ちのいいものをつくることによって販路拡大ができたりとか、生産者の所得向上になる。ひいては町の経済活性化になる。

やはり、私は、根底にあるのは、本当に汗をかいて一生懸命田畑を耕す、その方たちが所得を向上しなかったら何の意味もないと思っておりますので、そういうところを産業課も町も一緒に。

一緒になってこの町がどうしたら所得が上がっていくかということのを創意工夫をして、いろんな意見を詰めて、今回、地域商社もできましたけれど、そういうことの中で、まだまだ町長が少量多品目と言いますが、それじゃ、ラッキョウとかサフランとか、お茶とか言って、それじゃどれだけの需要と供給のバランスがとれているかといったら、その限りではないでしょ。

ラッキョウというのは非常にいいと思います、確かに。私も買いました。小粒でカリっとして。ですが、それをつくる農家の方、担い手がどなたがおるといことです。2年もたって掘り起こして、洗いラッキョウにして450円です、キロが。そういうことまでするということは、もっともっとそういうことの施策も手当をしていくのが行政、それをまた審判するのが我々だというふうに思っておりますので。

いずれにしても、今現在、180人の生産者がおられるということですから、私の意見はもっとそのことに付加価値をつけて、邑南町がやっているようなエゴマをつくるとか、健康志向の時代ですから、そういうところへ発展させていただきたいということを申し上げまして、賛成といたします。

○議長（安永 友行君） 続いて、修正案に対して賛成の討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） もとに戻ります。原案、修正案ともに反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 原案に対して賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 修正案に対して賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 6回繰り返しましたので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、議案第46号平成31年度一般会計補正予算（第2号）についての採決をします。

初めに、大多和議員ほか4人から提出された修正案について、起立による採決を行います。修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安永 友行君） 賛成少数です。したがって、修正案については否決と決定をされました。

次に、原案について起立による採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決と決定されました。

---

### 日程第8. 陳情第3号

○議長（安永 友行君） それでは、引き続き日程第8、陳情第3号星坂地区集会所に隣接する側溝に関する陳情を議題とします。

本案について、経済常任委員会の報告を求めます。5番、中田議員。

○経済常任委員長（中田 元君） それでは、経済常任委員会の報告書を読み上げます。

令和元年6月14日。

吉賀町議会議長安永友行様、経済常任委員会委員長中田元。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。

1、受理番号第291号、陳情第3号。件名、星坂地区集会所に隣接する側溝に関する陳情。

- 2、審査年月日、令和元年6月14日。
- 3、審査結果、採択。全員賛成と決した。
- 4、意見。

1、当該水路については、県道側溝との関連性があるため、管轄の島根県と再度協議の上施工されたい。

それから、陳情等に当たっての経済常任委員会としての統一見解ということで、ちょっと皆様方にお知らせしておきます。

まず、赤線、青線、里道、水路のことですが、赤線、青線の請願、陳情等の取り扱いについては、経済常任委員会として一定の基準を整理しておくべきである。（その時々議会、委員会の判断で結論を出すべきではない）ということで、このことにしております。

町としては、里道、水路の維持補修は行わない。地元管理が大原則であるということになっております。

ただし、他の特別の要件がある場合は、町が行う必要がある。他の特別の要件とは。

- ①といたしまして、公共施設等、避難所を兼ねている集会所などが影響を受ける箇所。
- ②といたしまして、これまでの災害等により被災され、今後も同様なことが予想される箇所。災害時、土のうなどを積まなければならないような箇所でございます。
- ③といたしまして、町道側溝などの流末水路で、町に一定の原因がある箇所ということを一見見解としております。

以上で、経済常任委員会の審査の報告を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、経済常任委員長の報告は終わりました。ここれで、委員長に対しての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第8、陳情第3号星坂地区集会所に隣接する側溝に関する陳情を採決します。

この採決は挙手によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、この陳情は採択とすることに決定をされました。

---

### 日程第9. 陳情第8号

○議長（安永 友行君） それでは、引き続き日程第9、陳情第8号後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める陳情を議題とします。

本案についての総務常任委員会の報告を求めます。3番、桜下総務常任委員長。

○総務常任委員長（桜下 善博君） 桜下でございます。お手元に配付しました冊子を読み上げまして報告にかえさせていただきます。

令和元年6月13日。

吉賀町議会議長安永友行様、総務常任委員会委員長桜下善博。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。

1、受理番号第49号、陳情第8号。件名、後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める陳情。

2、審査年月日、令和元年6月13日。

3、審査結果、採択。賛成多数と決しました。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 総務常任委員長の報告が終わりました。これより委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第9、陳情第8号後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める陳情を採決します。

この採決は挙手によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、この陳情は採択とすることに決定をされました。

---

#### 日程第10. 閉会中の継続審査について

○議長（安永 友行君） 日程第10、閉会中の継続審査についてを議題とします。

経済常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づいて、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申出書が提出されております。

お諮りをします。申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

---

#### 日程第11. 閉会中の継続調査について

○議長（安永 友行君） 日程第11、閉会中の継続調査についてを議題とします。

経済・広報広聴各常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づいて、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをします。申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

---

#### 日程第12. 議員派遣の件について

○議長（安永 友行君） 日程第12、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付したとおり、1件の研修会へ議員を派遣したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、お手元に配付したとおり議員派遣をすることに決定をいたしました。

---

### 追加日程第1. 発委第1号

○議長（安永 友行君） ここで、お諮りをします。先ほど日程第9の陳情第8号が可決されました。

お諮りをします。発委1件が、そのことに関して提出されておりますので、これを日程に追加し、追加日程として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、発委1件を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定しました。

文書を配付しますので、しばらくお待ちください。

ただいま文書を配付いたしました。配付漏れはありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、追加日程第1、発委第1号後期高齢者の医療費窓口負担原則1割の継続を求める意見書（案）を議題とします。

提出者の説明を求めます。3番、桜下総務常任委員長。

○総務常任委員長（桜下 善博君） お手元に配付をしました冊子を読み上げまして、説明とかえさせていただきます。

発委第1号、令和元年6月19日。

吉賀町議会議長安永友行様、提出者、吉賀町議会総務常任委員会委員長桜下善博。

後期高齢者の医療費窓口負担原則1割の継続を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び吉賀町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

理由、高齢者の生活と健康を守るため。

意見書を読み上げます。

後期高齢者の医療費窓口負担原則1割の継続を求める意見書（案）。

後期高齢者医療の医療費窓口負担を現行1割から2割にする議論が、内閣府の経済財政諮問会議や財務省の財政制度審議会で審議されてきました。このほど厚生労働省の社会保障制度審議会でも議論にのぼり、日本医師会、全国老人クラブ連合会、全国市長会のメンバーから、反対意見や慎重意見があいついでいます。

後期高齢者は戦中・戦後の苦難をくぐり、日本社会の復興、経済発展に寄与してきた世代です。この間毎年、公的年金の受給額が減少するなどの影響もあり、高齢者の経済的困難は深刻です。ひとり暮らし高齢者の約半数が生活保護基準を下回る生活をし、高齢世帯の27パーセントが貧

困状態にあります。

75歳以上の医療費負担の2割化は、医療機関へのアクセスを阻害し、高齢者の命を脅かす制度見直しになりかねません。

国におかれましては、75歳以上の後期高齢者医療費窓口負担の原則1割を継続されるよう要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年、島根県吉賀町議会。提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、委員長の説明が終わりました。委員長に対して質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑をこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

追加日程第1、発委第1号後期高齢者の医療費窓口負担原則1割の継続を求める意見書（案）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

ここで、岩本町長より発言を求められております。これを許可します。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まずもって、今回、執行部のほうから提案をさせていただきました全議案につきまして、可決の議決をいただいたところでございます。本当にありがとうございます。

なお、議案、あるいは一般質問等の中でたくさんの御意見をちょうだいしたところがございます。このことにつきましては、今後の事務執行にしっかり反映をさせていただきたいと思っております。

特にということで、3点について申し上げておきたいと思っております。

まず、1点目は、下七日市の大規模建物火災についてでございます。

今回、補正予算の中で計上いたしました関係経費につきまして可決をいただきました。さまざまな課題、たくさんあるわけですが、早期の着手をさせていただきまして、被災されました皆様の一日も早い生活再建、そして、被災地区の復旧、復興に努めてまいりたいと思いますので、今後ともどうかよろしく願いいたします。

次に、2点目は六日市医療技術専門学校と六日市病院についてでございます。

この件につきましても、これまで議案審議等の中での説明をさせていただいたところでございます。六日市病院につきましては、島根県知事の御快諾もいただいたところでございますので、これから早速、役場、そして病院、島根県の関係部局、こうした構成員からなる会議を早速立ち上げさせていただきまして、将来の六日市病院のあるべき姿について協議をスタートをさせていただきたいと思っております。

また、折々のところで議会のほうにも御報告をさせていただきたいというふうに思います。高所大所からの御意見を拝聴できますようお願い申し上げておきたいと思っております。

最後に、3点目は、廿日市にありますアンテナショップについてでございます。

これまで本当に紆余曲折があつて今日に至っているわけですが、存続に向けました関係の補正予算が先ほど可決承認をしていただきました。この上は申すまでもございませぬが、食と農・かきのきむら企業組合様に円滑な承継ができるように関係課挙げて、そして、役場挙げて全力で御支援なり御協力をさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

なお、この議案の審議の中で、予算の修正動議が提出をされました。このことにつきましては、執行部といたしましても重く受けとめてまいりたいというふうに思っているところでございます。

御案内のとおり、この運営につきましては、新しい団体が運営をしていただくということになりました。円滑なバトンタッチができるように、これがまず第一でございますが、ぜひとも議員の皆様におかれましても、このアンテナショップ、吉賀町アンテナショップとして生まれ変わるわけでございますので、ぜひとも御愛顧いただきますようお願いを申し上げておきたいと思っております。

以上、3点について申し上げまして、6月の定例会閉会に当たつてのお礼の御挨拶にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

---

○議長（安永 友行君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで、令和元年第2回吉賀町議会定例会を閉じ、閉会をいたします。御苦労でございました。

午後2時05分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員